



登場  
ページ

## 今週の専門用語

08

ページ

### 完全支配関係がある中での組織再編

従来、完全支配関係がある中での組織再編では「移転資産に対する支配の継続」のみが課税繰延べ要件と考えられてきた。これは、組織再編税制導入時に政府税調が示した「企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」に「……組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる」とあったため。「事業の支配の継続」まで求める TRP 判決が最高裁で確定した今、従来の認識は変える必要があろう。

10

ページ

### 関連する会計基準等が明らかでない場合

特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しない場合のこと。重要な会計方針に関する注記の開示目的は、財務諸表を作成するための基礎となる事項を財務諸表利用者が理解するために、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことにあるが、会計事象等に関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に会計処理の原則及び手続を採用するときも同様とされている（「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-2項、4-3項）。

39

ページ

### 業務停止

監査法人に対する懲戒処分は「戒告」「業務管理体制の改善命令」「業務停止命令」「解散命令」のほか、「違反行為に重大な責任を有すると認められる社員が一定期間、当該監査法人の業務および意思決定の全部または一部に関与することの禁止命令」がある。最も重い処分は「解散命令」だが、次に重い「業務停止命令」では、監査法人の業務を行うことができない。業務停止期間中は監査証明業務もできないため、業務停止期間が長期に及ぶ場合には被監査会社から契約を打ち切られる可能性もある。

From  
編集室

◆2021年3月期の有報から役員報酬開示が強化されている。これに伴い、各取締役の報酬の決定を社長に一任する会社は激減するかと思いきや、TOPIX100銘柄の3月末決算会社66社（指名委員会等設置会社を除く）の半数に迫る29社が社長一任を行っていた。その理由として多くの会社が「社長が各取締役の職務及び業績を最も良く把握している」旨を挙げている。◆もっとも、66社すべてに任意の報酬委員会があり、社長の権限が適切に行使されるための措置を開示している。報酬委員会で客観性・透明性を確保しながら社長一任というのが、日本企業の一つのスタイルとして定着する可能性もありそうだ。 (Q)

#### 週刊T&Amaster 第894号

2021年8月23日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい